北九州市漫画ミュージアム管理要綱

北九州市芸術文化施設条例(平成 15年北九州市条例第 55号。以下「条例」という。)及び北九州市芸術文化施設条例施行規則(平成 15年北九州市規則第 83号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、北九州市漫画ミュージアム(以下「ミュージアム」という。)の管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(入館の制限)

- 第1条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は 退館を命ずることができる。
 - (1) めいていしている者
 - (2) 陳列品を汚損し、若しくは他人の迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯している者
 - (3) その他管理上支障があると認める者

(暴力団等の使用の制限)

- 第2条 市長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者による暴力団を利する目的での使用は許可しない。
- 2 市長は、前項に定める事項に該当すると判明した場合には、使用の許可を取 り消すものとする。

(特別研究)

第3条 ミュージアムの陳列品等について特別の研究をしようとする者は、館長の 承認を受けなければならない。

(寄贈又は寄託)

第4条 ミュージアムに資料等の寄贈又は寄託をしようとする者は、市長に申し出 てその承諾を受けなければならない。

(貸出し)

第5条 ミュージアム資料の貸出しを受けようとする者は、館長の承諾を受けなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第5条の規定に基づき、別表に定めるところにより使用料を減免する。

(使用の条件)

第7条 館長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて使用を許可する ことができる。 (使用者の守るべき事項)

- 第8条 使用者は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 許可なくして物品を販売しないこと。
 - (2) 定められた場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (3) 許可なくして壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
 - (4) 許可を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと。
 - (5) 使用を終えたとき又は条例第3条の規程に基づく使用の許可の取り消し若 しくは使用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復して職員の検査を受けた 後返還すること。

(入館者の守るべき事項)

- 第9条 入館者は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 定められた場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (2) みだりに騒音を発するなど他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
 - (3) 陳列品にふれ、又は陳列品をき損するような行為をしないこと。
 - (4) 定められた場所以外に出入りしないこと。

(職員の立入り)

第10条 使用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。 (諸様式)

- 第11条 ミュージアムの使用に関する諸様式は、次のとおりとする。
 - (1) 使用申請書 第1号様式
 - (2) 施設使用許可書 第2号様式
 - (3) 使用料返還申請書 第3号様式
 - (4) 寄贈申込書 第4号様式
 - (5) 寄贈資料受納書 第5号様式
 - (6) 寄託申請書 第6号様式
 - (7) 資料受託書 第7号様式
 - (8) 資料借用申請書 第8号様式
 - (9) 資料貸出承諾書 第9号様式
 - (10) 特別研究申請書 第10号様式
 - (11) 特別研究許可書 第11号様式

付則

この要綱は、平成24年8月3日から適用する。 付則

この要綱は、平成24年10月1日から適用する。

付則

- この要綱は、平成30年9月1日から適用する。 付則
- この要綱は、平成30年10月1日から適用する。 付則
- この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表(第6条関係)

	区 分	減免割合
陳列品の観覧	(1) 療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保 健福祉手帳を所持した者が観覧するとき。	10割
	(2) 公的機関が発行した北九州市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書(住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、年長者施設利用証等)を提示した者が観覧するとき。 (3) 公的機関が発行した下関市、福岡市、熊本市、鹿児島市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書(住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード等)を提示した者が観覧するとき。	2割
	(4) その他 市長 が特 に必 要と認 めるとき	10割以内
各室使 用料及 び器具 使用料	(5) 市と共催により使用するとき。	10割
	(6) その他市長が特に必要と認めるとき。	5割

注1 陳列品の観覧料において、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の程度が1級から4級までの者に限る。)が観覧するときの付添人の観覧料は、当該手帳の交付を受けた者と同一に取り扱うものとする。

注2 減免を適用した観覧料等については、10円未満を切り捨てるものとする。

陳列品の観覧料のその他市長が特に必要と認めるときは以下のとおりとする。

1 北九州市内の小中学校等の児童・生徒が学		
校教育等で引率者とともに観覧するとき(引率		
者を含む)		
2 子ども総合センターの職員引率により観覧する		
児童(引率者を含む)		
3 (削除)		
4 公共機関の公用		
5 外国人の公用		
6 報道関係者取材		
7 漫画ミュージアム関係者(資料寄贈者、寄託	10 割	
者、協力者等)		
8 他都市類似施設関係者		
9 学校教育者が教育活動の一環として観覧す		
るとき		
10 市が主催する生涯学習事業の一環として観		
覧 するとき		
11 子 ども文 化 パスポートを所 持 する者		・夏休み期間に限定
		・特別の展覧会観覧料は
		有料
		·中学生以下
		・毎月第2日曜日のみ
12 「わらべの日」に観覧 するとき 		・特別の展覧会観覧料は
		有料
13 特別企画展を観覧した者が常設展観覧する		
とき		
14 (削除)	2 割	
15 (削除)		

*1の小中学校等には、北九州朝鮮初級学校、九州朝鮮中高級学校中級部、特別支援学校(盲聾学校、養護学校)の小学部、中学部、高等部を含む。